

大分県報

令和四年

第三七一号

十二月二十七日

（火曜日）

目次

規則

建設業法施行細則の一部改正……………一

公安委員会規則

大分県公安委員会文書管理規則の一部改正……………一

交番等の設置に関する規則の一部改正……………一

大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一

病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部改正……………一

告示

公衆浴場入浴料金の指定……………一

指定予定保安林（三件）……………三

知事管理漁獲可能量の設定……………四

道路区域の変更……………四

公告

落札者等の公示……………五

規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第五十四号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和四十七年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十七日

第一条に次のただし書を加える。
ただし、知事が別に定める方法によりこれらの書類を知事に提出する場合は、この限りでない。

第三条第二項中「に規定する国民の休日並びに一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日」を「第三条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで（日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。）」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月十日から施行する。

○公安委員会規則

大分県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年12月27日

大分県公安委員会委員長 岩本 光生

大分県公安委員会規則第10号

大分県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会文書管理規則（平成14年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第79条」を「第79条第1項及び第3項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年12月27日

大分県公安委員会委員長 岩本 光生

大分県公安委員会規則第11号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分県警察署の部の横尾交番の項中「京が丘南3丁目」の次に「京が丘南4丁目」を加え、同表の大分県警察署の部の坂間交番の項中「国分新町」の次に「国分台」

大分県報（規則・公安委規則）

を加え、同部の吉野警察官駐在所の項中「のうち」の次に「梅が丘1丁目、梅が丘2丁目、梅が丘3丁目、」を加える。

附 則

この規則は、令和5年1月7日から施行する。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第12号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号アを削り、同号イ中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第8条第4項第1号を削り、同項第2号中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第9条第1項及び第9条の2第1項中「又はこれ」を「、自動車検査証記録事項が記載された書面又はこれら」に改める。

第15条第2項第1号中「免許証」を「運転免許証（以下「免許証」という。）」に改める。

第9号様式及び第9号様式の2の備考2中「又はこれ」を「、自動車検査証記録事項が記載された書面又はこれら」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように改める。

令和四年十二月二十七日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十一号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「消化器内科部」を「消化管内科部」に改め、同項中第四十九号を第五十号とし、第十号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「神経内科部」を「脳神経内科部」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 肝胆膵内科部

第五条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 呼吸器外科部

附 則

この規程は、令和五年一月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第五百十三号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、次のとおり公衆浴場入浴料金の価格を定める。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公衆浴場入浴料金の価格

大人（十二歳以上の者）	中人（六歳以上十二歳未満の者）	小人（六歳未満の者）
四百三十円	百六十円	八十円

四百三十円

百六十円

八十円

注 この告示は、大分県公衆浴場法施行条例（昭和四十七年大分県条例第十六号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については適用しない。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 公衆浴場入浴料金の指定に関する告示（平成十九年大分県告示第三十二号）は、廃止する。

大分県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字丸市尾浦字浦ノ迫一五四六番五九・一五四六番一六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四八二番二、一五〇五番から一五〇七番まで、一五三六番、一五四一番、一五四三番、一五四四番、一五四六番二から一五四六番七まで、一五四六番一〇から一五四六番二八まで、一五四六番三〇、一五四六番三二から一五四六番三四まで、一五四六番三七、一五四六番三九から一五四六番四八まで、一五四六番五〇から一五四六番五三まで、一五四六番五五から一五四六番五八まで、一五四六番六〇から一五四六番六三まで、一五四六番六五、一五四六番六七から一五四六番九七まで、一五四六番九九、一五四六番一〇〇、一五四六番一〇二から一五四六番一〇七まで、一五四六番一〇九から一五四六番一一五まで、一五四六番一一七から一五四六番一二三まで、一五四六番一二五、一五四六番一二七から一五四六番一二九まで、一五四六番一三二から一五四六番一三四まで、一五四六番一三六から一五四六番一四三まで、一五四六番一四六、一五四六番一五二、一五四六番一五九、一五四六番一六六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字浦ノ迫一五〇六番・一五〇七番・一五三六番・一五四一番・一五四三番・一五四四番・一五四六番二・一五四六番四・一五四六番一〇から一五四六番一二まで・一五四六番二〇・一五四六番二二・一五四六番五九・一五四六番六〇・一五四六番一〇七・一五四六番一〇九から一五四六番一一一まで・一五四六番一一四・一五四六番一一九・一五四六番一二二・一五四六番一二三・一五四六番一二五・一五四六番一二八・一五四六番一三四・一五四六番一三六・一五四六番一三八から一五四六番一四〇まで・一五四六番一六五・一五四六番一六六（以上三十二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一四八二番二、一五四六番一三七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

令和四年十二月二十七日

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町阿蘇野字平連二九五五番一から二九五五番三まで・二九五九番一・二九五九番二・二九五九番一・二九五九番一三・二九五九番一四・二九六二番一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二九五四番一、二九五六番一から二九五六番三まで、二九五八番、二九五九番七、二九五九番八、二九五九番一、二九五九番一五、二九六二番二、二九六二番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県報（告示）

大分県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
由布市挾間町来鉢字クヌギ山六六八番

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和五管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和五管理年度（令和五年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分	二、〇八〇トン
大分県その他のまあじ漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 二千九百トン

第二 まあじ太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まいわし漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

大分県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道赤根富来浦線	国東市国東町成仏字赤根川二九三五番一地从から 国東市国東町成仏字赤根川二九三七番八まで	二二三・五メートル 八・〇	二二六・〇メートル 一三三・〇	一三三・五メートル 八・〇	一三四・〇メートル 一三四・〇

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
令和四年十二月二十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

- 一 落札に係る役務の名称
複写サービス等の提供業務
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和四年十一月二十五日
- 四 落札者の氏名及び住所

- 1 複写第一号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 2 複写第二号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 3 複写第三号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 4 複写第四号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 5 複写第五号
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社大分営業所 所長 稲田智己
大分市都町一丁目一番二十三号
- 6 複写第六号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 7 複写第七号
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社大分営業所 所長 稲田

智己

- 8 大分市都町一丁目一番二十三号
カラー複写第一号
キヤノンマーケティングジャパン株式会社福岡支店 支店長 時枝直章
福岡県福岡市博多区綱場町四番一号
- 9 カラー複写第二号
株式会社古城 代表取締役 古城 一
大分市金池町五丁目二番二号
- 10 カラー複写第三号
株式会社古城 代表取締役 古城 一
大分市金池町五丁目二番二号
- 五 落札金額
- 1 複写第一号
モノクロ 一円三十九銭（一枚単価。消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）
- 2 複写第二号
モノクロ 一円十銭
- 3 複写第三号
モノクロ 一円七十九銭
- 4 複写第四号
モノクロ 一円五十七銭
- 5 複写第五号
モノクロ 一円七十三銭
- 6 複写第六号
モノクロ 一円二十九銭
- 7 複写第七号
モノクロ 一円八十九銭
- 8 カラー複写第一号
モノクロ 三十九銭
- 9 カラー複写第二号
モノクロ 四十七銭
- モノクロ 九十七銭

カラー 四円九十二銭

10 カラー複写第三号

モノクロ 七十七銭

カラー 四円九十二銭

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和四年十月十四日